

旭川市文化芸術事業補助金募集要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、旭川市文化芸術事業補助金の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

(要望)

第 2 条 補助金の交付を要望する者は、補助金交付要望書（様式第 1 - 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要（様式第 2 号）
- (2) 定款・寄附行為又はこれに類する規約
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 団体が別表 1 の補助対象者の区分の 2 又は 3 に該当する連合的な組織である場合は、構成団体名簿
- (5) 事業計画書（様式第 3 号）
- (6) 収支予算書（様式第 4 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する要望は、1 団体（名称が異なる団体であっても、実質的に同一と認められる場合は、同一団体とみなす。）当たり 1 件を限度とする。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付要望の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術関係団体とする。

- (1) 市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有すること。
 - (2) 別表 1 の補助対象者の区分 1 に該当する団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分 2 又は 3 に該当する連合的な組織である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び文化芸術活動の本拠を有する団体が占めること。
 - (3) 規約、定款等を有し、かつ代表者及び役員が置かれていること。
 - (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。
 - (5) 団体結成後、3 年以上の活動実績又はそれと同等の実績を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。
- (1) 営利を目的とする団体
 - (2) 政治活動、宗教活動を目的とする団体
 - (3) 文化芸術活動以外を主たる活動内容とする団体
 - (4) 学校、企業内の文化芸術活動団体
 - (5) その他市長が適当でないと認める団体

(対象事業)

第 4 条 補助金の交付要望の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術事業（発表・展示・大会・鑑賞等）とする。

- (1) 本市において開催すること。
 - (2) 文化芸術関係団体が自ら企画し、主催すること。
 - (3) 事業主催者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝の意図を有する事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (4) 特定の団体・会員等の限られた範囲を対象とする事業
- (5) 第三者への寄附又は財政的支援を行う事業
- (6) いわゆる教授所，教室等が行うおさらい会，発表会その他これに類する事業
- (7) 学校における部活動又は企業及び事業所内の団体が行う部活動，サークル活動その他これに類する事業
- (8) この要綱に基づく補助金以外に市又は教育委員会から補助金の交付若しくは会場使用料の減免を受ける事業
- (9) その他市長が適当でないと認める事業
(対象経費)

第5条 補助金の交付要望の対象となる経費は，前条に規定する事業の実施に要する経費で，別表2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は，本市の予算の範囲内で，別表1に定めるとおりとする。

(要望の採否)

第7条 市長は，第2条に規定する要望があったときは，第3条から第6条までに規定する要件に基づき，書類の審査，調査等を行い要望の採否を決定するものとする。

2 市長は，要望の採否を決定する場合において，補助金交付の要件を満たすと認められる者が多数あるときは，別表1の区分ごとに，交付年度の前5年間において当該補助金の交付を受けた回数少ない者から順に採択するものとする。

3 前項の場合において，補助金の交付を受けた回数が同一である者の全てを採択することができないときは，抽選により採否を決定するものとする。

(要望の採否等の通知)

第8条 市長は，前条の規定により要望の採択を決定したときは，速やかに書面により要望書の提出者に通知するものとする。

2 市長は，要望の不採択を決定したときは，その旨を書面により要望書の提出者に通知するものとする。

(要望の取下げ)

第9条 補助金の交付要望採択の決定通知を受けた者が，取下げをするときは，速やかに書面により市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げがあったときは，取り下げた交付要望に係る決定は，その効力を失う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付要望に係るその他必要な事項は，市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

別表 1 補助対象者及び補助金額等（第 2 条，第 3 条，第 6 条関係）

補助対象者の区分		補助上限額	補助率	採択区分
1	文化芸術関係団体	50,000 円	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1
2	5 団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織	100,000 円		
3	40 団体以上の文化芸術関係団体で構成する連合的な組織 （ただし，構成団体の文化芸術活動の分野が多岐に渡ることを）	300,000 円		2

備考

- 1 補助金交付要望時における補助対象経費が，100,000 円未満の事業については，補助の対象外とする。

別表2 補助対象経費（第5条関係）

費目	主な内容
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場・控室使用料 ・会場付帯設備使用料 等
舞台・設営費	<ul style="list-style-type: none"> ・大道具・小道具等スタッフ費 ・衣装費 ・会場設営・撤去費 ・舞台・展示工作費 ・楽器・作品・展示物品借料 ・作品保険料 等
運搬・輸送費	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器・作品・道具等の運搬・輸送費 ・作品等梱包費 等
音楽・文芸費	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器調律料 ・楽譜製作料，編曲料 ・著作権使用料 等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト出演者等の交通費・宿泊費・日当 ・作品の借用・返却に係る交通費・宿泊費・日当 等
報償・出演費	<ul style="list-style-type: none"> ・審査員・会場整理員・監視員・運営スタッフ等謝礼金 ・指揮料，ソリスト料，伴奏料 ・ゲスト等出演料 ・舞台監督料，振付料 ・筆耕等謝礼金 ・表彰物品代 等
広告・宣伝・製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・雑誌等への広告掲載料 ・街頭放送料 ・看板・ポスター・チラシ・チケット等製作費 ・ポスター・チラシ等送付料 ・チケット販売手数料 ・プログラム・図録・資料等（無料配布する場合に限る）の製作費・材料費 等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台・展示工作物等の材料費 ・作品等の材料費 等

【補助対象外経費】

事務局経費，食料費，会議費，事前練習費（公演当日及び前日の本番リハーサル，ゲネプロを除く。），記録費，消耗品費，備品購入費，駐車代，ガソリン代，雑費